

平成 17 年 3 月 2 日

各位

みずほ信託銀行株式会社

## 組織改正について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長 池田 輝彦)は、平成 17 年 4 月 1 日付にて下記の通り組織改正を実施しますので、お知らせいたします。改正後の組織図については別紙をご参照下さい。

### 1. 営業体制に係る組織改正

お客さまへの総合提案力を更に強化するため、事業本部、本店営業部等営業体制の見直しを実施いたします。主な内容は次のとおりです。

#### (1)事業本部に係る組織改正

現在の7事業本部体制(営業統括本部、資産金融本部、証券代行本部、不動産本部、受託業務本部、年金サービス本部、運用本部)を見直し、当社の戦略部門である財産管理部門を中心に5ユニットに再編いたします。設置ユニットは以下のとおりです。

##### A. プライベートバンキングユニット

プライベートバンキング業務の更なる強化のため、営業統括本部のプライベートバンキング担当セクションを再編し、プライベートバンキングユニットを設置いたします。

当該ユニットには、プライベートバンキング業務全般を所管する部として、個人企画部、プライベートアセットマネジメント部、個人財務相談部を統合し、プライベートバンキング企画部を設置いたします。

##### B. コーポレートビジネスユニット

法人のお客さまに対する総合提案力を一層強化するため、営業統括本部の法人担当セクション、資産金融本部、証券代行本部を統合し、コーポレートビジネスユニットを設置いたします。

当該ユニットには、法人与信・受信業務の企画、資産金融商品の企画・開発、証券代行業務の企画を所管する部として、法人企画部、資産金融企画部、信託ファンド企画部、証券代行企画部を統合し、コーポレートビジネス企画部を設置いたします。また、資産金融第一部～資産金融第三部を再編し、あらたに資産金融第一部、資産金融第二部を設置いたします。

##### C. 不動産ユニット

不動産本部を改称し、不動産ユニットを設置いたします。

##### D. 受託業務ユニット

年金数理・管理業務、年金コンサルティング業務等、年金業務についてお客さまへの提案力の更なる強化を目的に、受託業務本部、年金サービス本部を統合し、受託業務ユニットを設置いたします。

当該ユニットには、受託業務全般を所管する部として、受託業務企画部と制度管理企画部を統合し、あらたに受託業務企画部を設置いたします。また、年金ソリューション部、年金営業第一部、年金営業第二部、年金営業第三部、年金営業第四部については主として業種別に再編を実施し、あらたに年金営業第一部、年金営業第二部、年金営業第三部を設置いたします。

## E.運用ユニット

運用本部を改称し、運用ユニットを設置いたします。

### (2)本店営業部等に係る組織改正

現在の本店営業第一部～第五部、法人営業部等について、以下の組織改正を実施いたします。

- A.主として個人のお客さまを担当する本店営業第一部を本店営業部へ改称いたします。
- B.法人のお客さまを担当する本店営業第二部、本店営業第三部、本店営業第四部、本店営業第五部を、主として業種別に再編し、併せて、本店営業第四部を本店営業第一部へ、本店営業第五部を本店営業第四部へ改称いたします
- C.公共法人・金融法人のお客さまに対する総合取引を更に推進するために、法人営業部と法人部を統合いたします。

## 2.企画管理部門等に係る組織改正

ユニット統括機能および内部管理態勢の更なる強化、業務の一層の効率化を目的に、企画管理部門に属する部の新設・統廃合を実施いたします。主な内容は次のとおりです。

### (1)業務統括部の設置

各ユニットを横断的に統括する機能の強化を目的に、営業統括部を改組し業務統括部を設置いたします。業務統括部では全ユニットの業績推進責任、全社的な商品開発統括機能を担います。

### (2)証券業務部の設置

全社的な証券企画機能および投資信託、特定運用金銭信託等の受託推進機能を所管する部として、証券業務部を設置いたします。

### (3)コンプライアンス統括部・法務部の設置

更なる全社的なコンプライアンス推進機能の強化を目的に、法務・コンプライアンス部を再編しコンプライアンス統括部を設置いたします。また、専門性の一層の追求を目的に、法務・コンプライアンス部の法務部門と信託審査部を統合し、法務部を設置いたします。

### (4)その他

業務の効率化を目的に、以下の部の統合を実施いたします。

- A.経営企画部と財務企画部の統合
- B.審査部と企業部の統合
- C.事務サービス部と集中事務部の統合

以上

